

令和5年11月10日（金）午前9時30分より、11月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）  
議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）  
議案第5号 あっせん申し出について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
報告第2号 農地改良行為届について  
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和5年12月6日（水） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏  
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司  
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰  
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 15番 山見良一  
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 19番 松本清美  
【欠席委員】 14番 渡邊芳治 18番 河野政之

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は19番、1番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名19番、1番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外3名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地改良行為届について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天車両置場になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第3種農地判断となります。進入路が当初の計画では隣接農地に一部引っかかってしまっていたため、場所の変更をされております。雨水は西側の川に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としては法面及び土のうを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 別にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

9番 佐田委員 南側の農地がぼつんと残ってしまうことにはなりますが荒れる心配はないでしょうか。どうせならまとめて資材置場にしてしまった方がいいのではないのでしょうか。

事務局 辻 隣接農地も譲渡人の所有地であり、これまできちんと耕作されてきました。今後もそちらは耕作されるとの話は聞いております。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 土のうはどこに置くんですか。大雨の時に水が溢れたりしないんですか。

10番 樋口委員 土のうは南側の農地部分に置かれる予定です。周囲に法面と素掘りの側溝を作られ、排水路から川に放流される計画ですので対策はされているかと思えます。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は共同住宅になります。

申請地は、小郡市との境付近となっており、大刀洗町だけでみると農地の集団性がないように見えますが、小郡市側で農地の広がりがあることを確認しておりますので第1種農地判断となります。雨水は北側の道路側溝に放流する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはフェンス付きのコンクリートブロック2～3段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんが欠席となりますが、事務局話を聞いていますか。  
事務局 辻 隣接農地と宅地の方には業者からきちんと説明をされており、特に問題はありませ  
んという話を聞いております。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ私から一つだけ確認したいことがあります  
が、ここは小郡市側と合わせて第1種農地という話でしたが、この部分が転用でき  
たら南側の農地の集団性はなくなるんですよ。

事務局 辻 申請地が転用されますと宅地で分断されることとなりますので、南側の農地の集団  
性はなくなり、2種農地となる可能性があります。土地改良区の受益地であれば1  
種農地のままです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相  
当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相  
当となりました。  
それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

#### <事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は盛土による農地改良になります。  
調節池の表土を利用し、東側の農地と同じ高さに合わせて耕作しやすくするための  
申請です。申請地は、農振農用地です。雨水は北側の既存の水路に放流する計画で  
す。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は畦です。資金計画、見  
積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 耕作者と所有者が共に申請されております。問題はありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と  
思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当と  
なりました。

それでは、議案第3号の説明をお願いします。なお、1番2番4番5番は同一の申  
請者になりますので、一括で審議をお願いします。

#### <事務局 議案第3号1番2番4番5番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は畑1筆2, 553㎡の売買で12, 765, 000円です。

2番は畑1筆1, 722㎡の売買で8, 610, 000円です。

4番は畑1筆699㎡の売買で2, 796, 000円です。

5番は畑1筆468㎡の売買で2, 106, 000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 貸借も解約されており、特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思  
われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当とな

りました。

続きまして、議案第3号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番は田1筆1, 558㎡の売買で反当たり50万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

9番 佐田委員 元々耕作されていた方が買われます。裏作は違う人みたいですが。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号6番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号6番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 6番は畑1筆220㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

3番 平田委員 農事組合法人が貰うことになってまして、組合の倉庫がすぐ近くにあります。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号7番の説明をお願いします。なお、●●委員は親族に係る事項であるため、大刀洗町農業委員会会議規則第10条により退室をお願いします。

(●●委員退室)

<事務局 議案第3号7番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 7番は田1筆1, 672㎡の売買で1,000,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

15番 山見委員 ここは陣屋川の水をためる所ができるという計画があるという話を聞いており、売買するのはおかしいと思っているところです。地元からは揉め事ができてその計画ができないとなったら困ると言われています。行政書士が話に来ましたが、陣屋川の話は知らないと言っていました。

事務局 辻 陣屋川の話については事務局の方でも話は来ておりませんので、建設課から久留米県土に確認をしてもらいました。県の方では地権者に同意をもらって地質調査や測量を始める予定の話にはなっているそうです。除外・転用の必要はないのですが、情報提供は求めているところです。今後のスケジュール等の具体的な話はまだ決まってないようです。

議長 柳 所有者は83歳で遠い県外の人になるみたいですが、そういった話は理解されていたのでしょうか。

事務局 辻 県土の方から通知を送ったりしていたそうで、本人からはもう売買してますのでといった返事があるようです。この他の農地についても、最近宅地分譲や駐車場として転用されて売買がなされており、所有する農地はこの1筆だけになっています。

15 番 山見委員 地元の人からは何でこのような話になっているのかとされています。内々で頼まれて小作をしていた人がいます。権利的には仕方ないと思うが、後から急に出てきた人が買うのはおかしいんじゃないですか。

事務局 辻 2017年までは利用権設定をされていたことが確認できましたが、それ以降は手続きをされておらず、所有者の自作になっていました。

議長 柳 農業委員会としては将来のことは何とも言えません。計画がぼしやる可能性もありますので。現状の農地を買うのに権利があるのかといったことを判断する必要があります。

事務局 辻 農業会議にも確認をしましたが、農地を買う権利についてですが、農地を全て効率的に利用できているかという全部効率利用要件や、農作業常時従事日数が年間150日以上となっているか、農地の集団化や農業の効率的な利用に支障を生ずるかが基準となります。申請者は認定農業者でもあり、周辺地も耕作しているため、これらの要件は満たしているものと思われます。

15 番 山見委員 揉め事になると思われるため担当委員として署名したくなかったです。

10 番 樋口委員 何かあった場合には農業委員会に申立すべきことなので、個人で責任を負うことはないですよ。

議長 柳 いくらで買っていくらになるかという話ですが、農地が高くなるか安くなるかなんて分かりません。県の事業にしてもまだ予算もついてないようですし、今の状態で判断をするしかありません。他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当となりました。●●委員の入室をお願いします。

(●●委員入室)

議長 柳 賛成多数で許可相当となりました。地元からは色々と心配の声が挙がっているみたいですので、事業等の相談があればきちんと応じるようにして下さい。続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田2筆5, 678㎡の売買で5, 565, 120円です。

2番については田2筆7, 219㎡の売買で4, 202, 500円です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については町内で2反以上の整形地の借入・買入希望です。野菜を耕作されるそうです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は久保委員と黒岩委員でお願いします。

議長 柳 続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については町内で1反以上で水と電気が使用できる軽量鉄骨のビニールハウスが使用できる農地の借入希望です。多肉植物を耕作されるそうです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は全委員で情報があれば事務局に報告をお願いします。  
続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 辻 3番については菅野の特定の農地の買入希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

13番 花田委員 自宅の前の農地が耕作していた人が亡くなってしまい、荒れてきており、自分が買いたいから農業委員が間に入って欲しくないかと相談を受け、まずはあっせんの手続きをして下さいと話をしておりました。

事務局 辻 こちらの農地については、まだ相続の手続きも済んでいないため、売買の話を進めることができなさそうです。また、相続人の関係者の話では、すぐに売買をするつもりはなく、貸借で話を進められているみたいで、荒れている所は耕してもらうよう話もしているそうです。

議長 柳 所有権移転もできてないとなるとあっせんのしようもないため、相続が終わるまでは保留とします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。  
続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地改良行為届について説明>

事務局 辻 調節池の表土を利用し390㎡の畑を25cm盛土する改良行為の届出になります。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。